

都市公園内行為許可申請書

年 月 日

大府市長 殿  
(指定管理者)

住 所  
氏 名  
(代表者名)  
電話番号

次のとおり都市公園における行為をするため、申請します。

行為の目的	
行為の内容	
行為の期間	年 月 日午前・午後 時 分から 年 月 日午前・午後 時 分まで
行為をする場所、面積	
その他	
減 免	<input type="checkbox"/> 対象外 <input type="checkbox"/> 対象（大府市都市公園条例第14条）

都市公園内行為許可書 大府市指令水緑第 号  
年 月 日  
大府市長 岡村秀人  
(指定管理者)

都市公園における行為に係る上記の申請について、次のとおり許可します。

許可の条件	裏面のとおり
使用料	・ 円 ・ 減免（大府市都市公園条例第14条）
	受付許可番号

**禁止事項（条例第5条）**

1. 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
2. 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
3. 土地の形質を変更すること。
4. 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
5. はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
6. 立入禁止区域に立ち入ること。
7. 指定された場所以外の場所へ車両等を乗り入れ、又はとめおくこと。
8. 都市公園をその用途外に使用すること。
9. 喫煙をすること。
10. 他の利用者に危険を及ぼすおそれのある行為をすること。

**厳守事項**

1. 都市公園等の施設または付属物、樹木等に損害があった場合は、申請者において一切の責を負うこと。
2. 仮設物等の設置は、最小限にとどめ、使用後は直ちに現状に回復すること。
3. 都市公園等の使用に際しては、安全に考慮し事故防止に努めること。また準備・片付けについても同様とする。万が一事故が発生した時は、公園管理者にただちに報告するとともに、申請者の責において一切の処理をすること。
4. 都市公園等の使用に伴い発生したゴミ・汚物等は公園の内外を問わず、申請者において回収・清掃すること。
5. 都市公園等の使用のあたっては、他の利用者及び付近住民に迷惑とならないよう配慮すること。また必要がある場合は、PR等を行い十分な理解を得ておくこと。
6. この申請以外の行為をしようとするときは、変更申請を管理者に提出すること。
7. 許可行為を行う場合は許可書を携帯すること。